

## 仕様書

### 1. 業務名称

令和7年度外来ヘビ等北上防止柵設置工事設計業務

### 2. 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

### 3. 業務の目的

本業務では、外来ヘビ等北上防止柵を設置するために、現地条件に合わせた設置方法等の現地検討及び工事図書類の作成、農地などの所有者（利用者）調査と地元調整等を行い、外来ヘビ等北上防止設置工事に係る設計を目的とする。

### 4. 適用

本業務は、本仕様書および沖縄県土木建築部制定の「設計業務等共通仕様書」に基づき実施しなければならない。

### 5. 業務位置及び対象施設

業務実施地域は、大宜味村内の村道津波江洲線（西側から農道慶佐次1号線に接続する地点まで）及び農道慶佐次1号線並びに東村内の農道慶佐次15号線沿い約7.5km区間（図-1.1）。

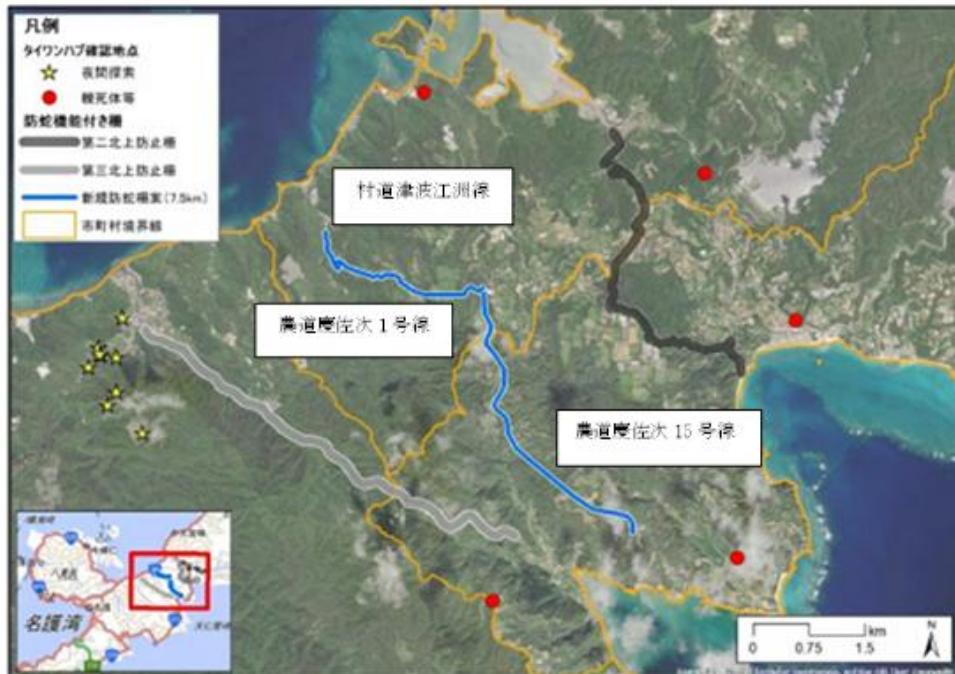


図 1-1 業務位置及び対象施設

## 6. 業務内容

以下（1）～（3）のとおり。

### （1）現地検討

計画位置は図-1.1に示す区間のうち国道331号線と接続する農道慶佐次15号線を始点とした延長7.0kmとする。現地状況を把握したうえで最も適した設置計画を検討する。また、設置場所から私有地（畠地等）への通路の確保、設置後のメンテナンス、施工性などを考慮し、設計図書（配置図、構造図、施工計画等）を作成する。

設置場所については、大宜味村有地、東村有地及び沖縄県有地（以下「公有地」という）とする。公有地が確認できる資料及び当該道路の完成図書は別途示す。

#### （ア）計画準備

本業務に関する実施方針、執行体制、検討計画、工程計画、安全管理計画等を記載した作業計画書を作成する。

#### （イ）現地調査と設置位置の決定

以下の設置ルートの条件を整理して、設置位置を決定する。

- ・周辺私有地（畠地等）への影響
- ・交差点・橋等の抜け箇所
- ・樹木の伐採等、メンテナンス（必要に応じて防草シートを敷設）
- ・地盤条件
- ・背後の崩壊
- ・車の通行・・・等

#### （ウ）設置距離測量

- ・距離計（ウォーキングメジャー）を使用して設置延長の測量を実施する。
- ・他の防獣柵等の状況やメンテナンスの必要の有無等を確認する。
- ・防草シート位置決定は土壤部分で必要と判断されたカ所とする。

### （2）地元対応

#### （ア）土地利用者

地籍図を自治体経由で収集整理し、周辺土地所有者（利用者）リストを作成する。

#### （イ）土地利用者への承諾願い

- ①防蛇柵の設置工事にあたり、周辺土地所有者（利用者）が通行することがなく、承諾を得る必要がないと判断される場合、通知記録を作成し以下を実施する。
  - ・区長への挨拶と事業説明（3区長）
- ②土地所有者（利用者）の承諾を得る必要があると判断される場合は、以下を実施する。
  - ・土地所有者（利用者）への挨拶文と承諾願いの作成
  - ・区長への挨拶と事業説明、土地所有者（利用者）への連絡

- ・土地所有者（利用者）への挨拶と承諾  
※ただし、承諾を得るまでに時間を要し、令和7年度内で終了が困難と判断される場合は、関連自治体と相談し作業を進める。

### （3）設計図書の作成

以上の現地条件に適応した設計図書を作成する。設置する防止柵の寸法例を図-1.2に示すが、今回は単管組み立てによる防止柵とする。

- 防止柵の設計は監督者の承諾を受けた方法（単管打ち込み）で土中に支柱を打ち込む工法とする。なお、支柱深さは、500 mm以上を確保する。（図-1.2参考）ただし、打ち込み場所は事前に水道管等のインフラ設備の有無を確認し、設置の際に破損等がないように平面図等に打ち込み箇所を記載する。
- 防止柵の前面に高さ1,200 mmの網（目合い4 mm）を設置する。（図-1.2参考）
- 網は地上から300 mm以上這わせ、地上から6 mm以上の隙間を作らないようにして外來ヘビが潜り抜けないように重しを置くことも検討すること。
- 柵の終端では、返し工を設置すること。
- 柵近傍（最大で柵から道路外側に50cm）は、除草の指示、必要に応じて公有地の範囲内で除草シートの設置工を設置すること。
- 防止柵設置は道路の南西側（南北方向の場合は西側、東西方向の場合は南側）を基本とするが、設置が困難な箇所は、東北側へ設置も検討すること。
- 構造計算書を添付すること。

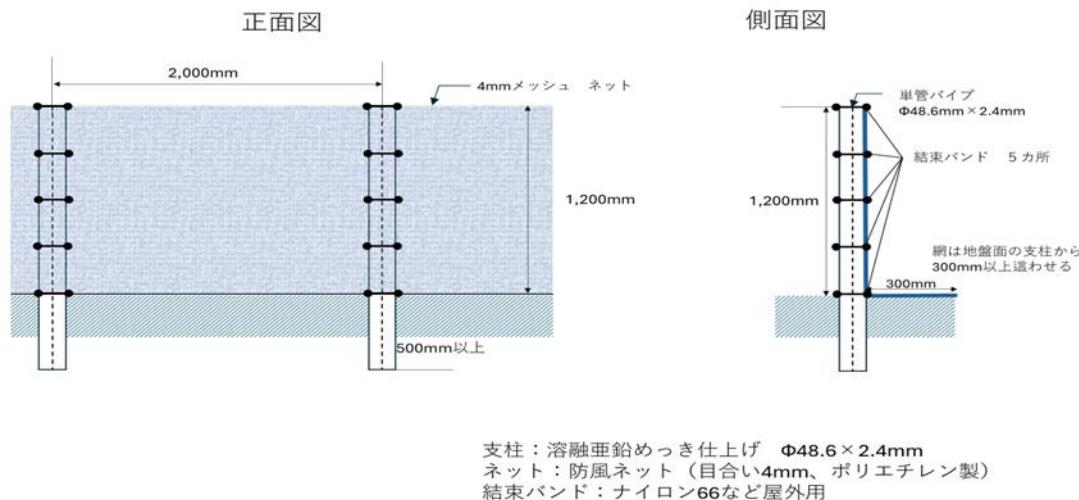


図-1.2 設置する外來蛇等北上防止網の形状

### 7. 打合せ

打合せは以下の区切りにおいて行うものとし、回数は4回とする。  
なお、着手時及び完了時は管理技術者が立ち会うものとする。

着手時1回、中間時2回、完了時1回

## 8. 配置予定技術者

### (1) 管理技術者

次のいずれかの資格及び要件を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

技術士（総合技術管理部門ー建設又は建設部門）、国土交通省登録技術者資格、シビルコンサルティングマネージャー（以下「R C C M」という）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

- ・平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、業務該当する部門に4年以上従事している者。
- ・国土交通省登録技術者資格の場合には、資格が対象とする区分を「施設分野：道路（計画・調査・設計）」とする。
- ・R C C Mの場合には、登録技術部門「道路」に登録を受けている者。

### (2) 照査技術者

次のいずれかの資格及び要件を満たす管理技術者を本業務に配置できること。

技術士（総合技術管理部門ー建設又は建設部門）、国土交通省登録技術者資格、シビルコンサルティングマネージャー（以下「R C C M」という）※、土木学会認定土木技術者（特別上級土木技術者、上級土木技術者又は1級土木技術者）※等の業務内容に応じた資格保有者又はこれと同等の能力と経験を有する技術者であること。

※国土交通省登録技術者資格となっている分野以外

- ・平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、業務該当する部門に4年以上従事している者。
- ・国土交通省登録技術者資格の場合には、資格が対象とする区分を「施設分野：道路（計画・調査・設計）」とする。
- ・R C C Mの場合には、登録技術部門「道路」に登録を受けている者。

## 9. 関係図書

本業務の実施にあたっては、農地への開口部幅等は農林水産庁HPの以下の図書を参考にするものとする。

「土地改良事業計画設計基準及び運用・解説 設計「農道」 P192

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/attach/pdf/noudou-37.pdf>

## 10. 成果物

### (1) 紙媒体：報告書 A4版2部

### (2) 電子媒体：報告書の電子データを収納したDVD-R等1式

## 11. 関係図書の貸与

本業務を履行するにあたり、以下の図書等を貸与する予定である。

- (1) 本業務実施地域における大宜味村及び東村が作成した地籍図と航空写真の重ね合わせ図
- (2) 村道津波江洲線の道路台帳平面図
- (3) 農道慶佐次1号線の農道台帳平面図
- (4) 農道慶佐次15号線の平面図
- (5) その他資料

## 12. 一括再委託等の禁止

本業務の全部の履行を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならないものとする。また、業務の主たる部分（主たる部分とは、委託業務の契約金額の1/2を超える業務、委託成果に密接に関わる統轄的かつ根幹的な業務をいう。）については、その履行を第三者に委託し、または請け負わせることはできないものとする。

本業務受託者は、本業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせようとするときは、原則として、業務を実施する10日前までに再委託申請書を県に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けるものとする。ただし、以下の軽微な業務を第三者に委任し、または請け負わせるときはこの限りではない。

- ・資料の収集・整理
- ・複写・印刷・製本

## 13. その他

### (1) 公害関係

本業務に伴う公害（騒音、振動、粉じん、排出ガス、濁水等）の発生により第三者へ損害を及ぼした場合は、その因果関係を明確にしたうえで、これが受注者の責に帰すべき理由により生じたものだと認められるものについては、受注者においてその損害を負担すること。

### (2) 安全対策関係

本業務において、不発弾等が発見された場合は、警察署（交番、駐在所）に報告するとともに、調査員を通して県連市町村（防災主管課）、沖縄県知事公室危機管理課に報告すること。

また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊の指示等があるまでは、触れずにそのままの状態で保存すること。

本業務においては、地下埋設物等が敷設されていないか各占用者に確認したうえで、十分に注意しながら調査を行うこと。

### (3) 積算関係

本業務の積算にあたっては、以下を想定し、設計業務委託等技術者単価（令和7年3月版）を適用して積算している。

種別	式	備考
現地踏査	1	
課題の抽出	1	
比較設計	1	
実施設計の検討	1	
図面・数量作成	1	
金入設計書の作成	1	
報告書作成	1	
照査	1	

#### (4) 変更協議

本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負費率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乘じた額で行うものとする。